

「第12次三重県交通安全計画」（中間案）の概要

◎計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

◎基本理念

- ・交通事故のない社会をめざして
- ・歩行者等を優先した交通安全思想
- ・少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

◎目標の設定

【1 道路交通の安全】

- ・交通事故死者数（令和12年までに50人以下）

R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
62人	60人	66人	46人	59人

- ・交通事故重傷者数（令和12年までに360人以下）

R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
497人	491人	532人	470人	486人

- * 個別目標として、「自転車および特定小型原動機付自転車の人身事故件数を新たに設定（令和12年までに300件以下）」

【2 鉄道交通の安全】

- ・列車の運転による乗客の死者数（0人）

- ・鉄道運転事故全体の死者数（減少）

【3 踏切道における交通の安全】

- ・平均踏切事故件数（「令和3～7年度」比約1割削減（令和8～12年度））

具体的な交通安全施策

1 道路交通の安全についての対策

【今後の道路交通安全対策を考える視点】

- ・高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ・子どもの安全確保のための環境整備
- ・歩行者の安全確保のための意識変容
- ・自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ・特定小型原動機付自転車をはじめとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- ・生活道路における歩行者等の安全確保
- ・外国人の交通安全対策の推進
- ・先進技術の活用推進
- ・交通実態等をふまえたきめ細かな対策の推進
- ・地域が一体となった交通安全対策の推進

【講じようとする施策】

- 1 道路交通環境の整備
 - ・生活道路等における歩行者等優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ・高齢者等の移動手段の確保・充実
- 2 交通安全思想の普及徹底
 - ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ・自転車の安全利用の推進
 - ・新しい小型モビリティの安全対策
- 3 安全運転の確保
 - ・外国人運転者対策の強化
 - ・飲酒運転防止対策の充実
 - ・自動運転等の安全の確保と支援
- 4 車両の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者等支援の充実と推進
 - ・自転車損害賠償責任保険等への加入促進
- 8 調査研究の充実

2 鉄道交通の安全についての対策

【今後の鉄道交通安全対策を考える視点】

- ・重大な列車事故の未然防止
- ・利用者等の関係する事故の防止

【講じようとする施策】

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
- 4 救助・救急活動の充実
- 5 被害者支援の推進
- 6 鉄道事故等の原因究明と事故等防止

3 踏切道における交通の安全についての対策

【今後の踏切道における交通安全対策を考える視点】

- ・それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

【講じようとする施策】

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進
- 2 踏切道の統廃合の促進
- 3 踏切保安設備等の整備および交通規制の実施
- 4 その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置